

第1部 特集「京都府環境施策の新たな潮流」

第1章 京都府地球温暖化対策条例の施行

1 地球温暖化対策推進の背景

近年、二酸化炭素などの**温室効果ガス***が大気中に大量に排出されたことなどにより、地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、地球環境への深刻な影響が懸念されています。このため、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、その後、9年12月に京都で開催された**地球温暖化防止京都会議（COP3）***では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「**京都議定書***」が採択され、17年2月16日に発効しました。

これを受け、国では、17年4月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的な施策を展開しています。

また、府では、京都議定書誕生の地として、17年12月に、地球温暖化対策に絞った独立の条例として「府地球温暖化対策条例」を制定し、18年4月から施行（一部規定を除く。）しており、地球温暖化防止の取組を、これまで以上に府民総参加の下で、総合的かつ計画的に推進しています。

2 府地球温暖化対策条例の概要

条例の特色

(1) 長期展望に立ちつつ、当面の削減目標を数値で明示

温室効果ガスの排出量が大幅に削減された社会を目指し、その第一歩として、22年度までに2年度比で温室効果ガスを10%削減する数値目標を設定しています。（都道府県では全国初）

(2) 地球温暖化対策を総合的に推進

事業活動、建築物、緑化の推進、自動車交通、電気機器、自然エネルギー、森林整備など、幅広い地球温暖化対策を盛り込み、府内における地球温暖化防止の取組を総合的に推進しています。

(3) 府の特性を活かした内容

- ・多様な地域性（大都市部と農山村） 府域の特性に応じた取組の強化
大都市部 = **ヒートアイランド現象*** 屋上等の緑化の推進 等
農山村 = 豊かな森林資源 府民参加による森林の保全・整備、府内産木材の利用の促進等
- ・学生のウェイトが高い 大学等による学生への環境生活指導
- ・観光客が多い 観光旅行者を含めた**アイドリング・ストップ***の義務化 等
- ・環境関連産業の集積 環境技術の研究開発・環境産業の育成、国際協力の推進
- ・府民の環境に関する意識が高い 環境保全活動団体の役割の明記

(4) 府民の自主的な取組を支援

- ・積極的な取組を行う事業者、府民等を顕彰し、地球温暖化対策を促進
- ・大規模な事業者、建築物等に対して、排出量削減計画書や実績報告書の提出を求め、府が公表することにより、社会的評価を通じて自主的な取組を更に促進（勧告・公表制度は設けるが、罰則は設けない。）
- ・中核的支援組織である「地球温暖化防止活動推進センター」、地域の取組の推進役である「地球温暖化対策地域協議会」及び「地球温暖化防止活動推進員」の役割を条例で明確に位置付け、相互の連携・協働の取組を推進

条例の主な内容

13分野での地球温暖化対策

1. 府による対策 2. 事業活動 3. 建築物 4. 緑化の推進 5. 自動車交通 6. 電気機器等 7. 自然エネルギー 8. 環境物品等の購入 9. 廃棄物の発生抑制 10. 環境教育及び環境学習の 推進 11. 森林の保全・整備 12. 環境産業の育成 13. 国際協力の推進
--

主な内容と18年度の施行状況

(1) 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物の新築等をしようとする者に、計画書及び実績報告書（完了届）等の提出を求め、府がその内容を公表します。

大規模事業者 = 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減措置・削減目標

< 施行状況 >

18年度は、248の事業者から、事業者排出量削減計画書の提出がありました。多くの事業者において、温室効果ガス排出量の削減に向けた積極的な取組が計画されています。

今後は、当該計画書に基づき、事業者による確実な取組を促進することが必要です。

表1 - 1 事業者排出量削減計画・報告・公表制度の施行状況（18年10月現在）

件数	17年度実績値	19年度計画値	削減率	削減量
248	495.1万トン	482.6万トン	2.5%	12.5万トン

大規模建築主 = 建築物の断熱、省エネ設備、**新エネルギー***設備（太陽光等）の導入等の削減措置

屋上及び敷地の緑化を図るための措置 等

< 施行状況 >

18年度は、7件の特定建築主から、特定建築物排出量削減計画書の提出がありました。建築物の環境配慮に係る主な取組としては、屋根、壁、窓の断熱性能の向上や敷地の緑化などが挙げられています。いずれも建築物総合環境性能システム（CASBEE）の評価による環境性能のレベルは標準程度となっています。

電気事業者 = 発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標、自然エネルギーの利用拡大措置・計画

< 施行状況 >

18年度は、5件の電気事業者について、電気事業者排出量削減計画書の提出がありました。今後、自然エネルギーの導入の割合を高めるなど、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画されています。

上記計画書については、府ホームページ（URL <http://www.pref.kyoto.jp/tikyu/>）及び府地球温暖化対策プロジェクトで閲覧することができます。

(2) 建築物等の緑化（19年4月施行）

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域（特定緑化地域）において、1,000㎡以上の敷地に建築物の新築等をしようとする者に、建築物上と地上部に一定割合の緑化を義務付けています。

< 特定緑化地域 > 18年12月1日告示

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町	市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域）
京都市	京都市の定めた緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区）

（関連事業）

義務化に先立ち、先導的モデルとして、府庁2号館屋上600㎡を緑化整備し、18年5月から一般開放しています。

(3) アイドリング・ストップ（自動車等の駐車時又は停車時の原動機の停止）

自動車運転者 = 遵守

事業者 = 従業員に対する遵守指導

駐車場設置者 = 利用者に対する周知

< 施行状況 >

府民だより、ラジオ等広報媒体の活用やポスター、ステッカーの配布などにより、広く府民に啓発を行うとともに、バス、タクシー、トラック等業界団体を通じた周知、大規模事業者への周知を行っています。

(4) 環境情報の提供

温室効果ガスの排出の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を誘導するため、自動車販売事業者及び電気機器販売事業者に環境情報の説明を義務付けています。

自動車販売店 = 新車の購入者への環境情報の説明

特定の電気機器（エアコンは18年4月から、テレビ・冷蔵庫は18年10月から）等の販売店

= 省エネ性能情報の店舗表示及び購入者への説明

< 施行状況 >

18年4月からエアコンを対象品目として府地球温暖化対策条例に基づく省エネラベル制度をスタートしました。また10月からは、国において、府等の取組を踏まえて、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく努力義務として、エアコン・冷蔵庫・テレビを対象品目として、全国の家電販売店の店頭で製品に表示・説明する「統一省エネラベル*」制度が実施されました。

府では、これを踏まえ、府地球温暖化対策条例施行規則及び府地球温暖化対策指針を改正し、省エネラベル表示・説明義務の対象品目を、エアコン・テレビ・冷蔵庫の3品目に拡大するとともに、省エネラベルの様式についても見直しを行い、同年10月1日から施行しています。

図1 - 1 省エネラベルの見直し（左：18年9月まで 右：18年10月から）



(5) 人材育成制度（エコマイスター制度）

一定規模以上の事業者には、地球温暖化対策を推進する者「エコマイスター」の選任・届出を義務付けています。

エコカーマイスター（大規模な自動車販売事業者における新車に係る環境情報の説明推進者）

エコドライブマイスター（大規模な事業者におけるエコドライブの推進者）

省エネマイスター（大規模な家電販売事業者における特定電気機器等の省エネ性能の表示・説明の推進者）

< 施行状況 >

府の講習会には多くの受講者があり、条例の施行に伴う意欲的な取組が進展しています。

エコマイスター制度全体で435名（18年10月末現在）の方が講習会を修了されました。

表1 - 2 人材認定制度の施行状況（18年10月現在）

区 分	エコカーマイスター	エコドライブマイスター	省エネマイスター
講習修了者	212名	182名	41名
趣 旨	自動車ディーラーで、低公害車の普及を推進	運輸事業者等で、エコドライブの取組を推進	家電販売店等で、省エネ家電の普及を推進
義務対象要件	年間新車販売100台以上	自動車管理台数50台以上	店舗面積1,000㎡以上

(6) 京都地球環境の日の制定

京都議定書発効日の2月16日を「京都地球環境の日」と定め、その前後に地球温暖化防止の取組を集中的に実施することにしています。

< 施行状況 >

19年2月1日、関西文化学術研究都市において「地球環境フォーラム in けいはんな～持続可能な社会の創造に向けた産業の新たな展開～」を開催し、地球温暖化や資源循環等の今日的な環境問題を解決する上で、産業の果たす役割や、産学公民の協働による研究開発拠点としての関西文化学術研究都市のポテンシャルを広く情報発信しました。

また、2月の月間を通じて、オール京都が連携し、府民や事業者が温室効果ガス10%削減に向けた具体的取組を宣言・実践する府民参加型の「脱温暖化行動キャンペーン～地球の未来にやさしい風を～」を実施しました。

さらに、2月17日には、京都市との共同事業として、府民が楽しみながらわかりやすく地球温暖化問題について学び、具体的行動につなげる機会となる「脱温暖化フォーラム～考えよう、地球環境のためにできること～」を国立京都国際会館において開催しました。

表1 - 3 「京都地球環境の日」関連行事の概要（18年度）

行 事 名	実 施 機 関	実施日・場所	行 事 内 容
地球環境フォーラム in けいはんな～持続可能な社会の創造に向けた産業の新たな展開～	京都府、(社)関西経済連合会、(財)関西文化学術研究都市推進機構、(株)けいはんな	19年2月1日 けいはんなプラザ	地球環境等、今日的な環境問題を解決する上で、産業の果たす役割や学研都市のポテンシャルを広く情報発信（府民・企業向け）
脱温暖化行動キャンペーン～地球の未来にやさしい風を～	脱温暖化行動キャンペーン京都ネットワーク（京都府、京都市、京都商工会議所、(社)京都工業会、京と地球の共生府民会議、京のアジェンダ21フォーラム、京都府地球温暖化防止活動推進センター）	19年2月1日～2月28日	2月の月間を通じて、地球温暖化防止の取組をインターネット等で宣言、実践（府民・企業向け）
脱温暖化フォーラム～考えよう、地球環境のためにできること～	京都府、京都市、毎日新聞社、京都新聞社	19年2月17日 国立京都国際会館	地球温暖化問題に対する関心や理解を深め、具体的な行動を呼びかける（府民向け）

図 1 - 2 府地球温暖化対策条例の概要

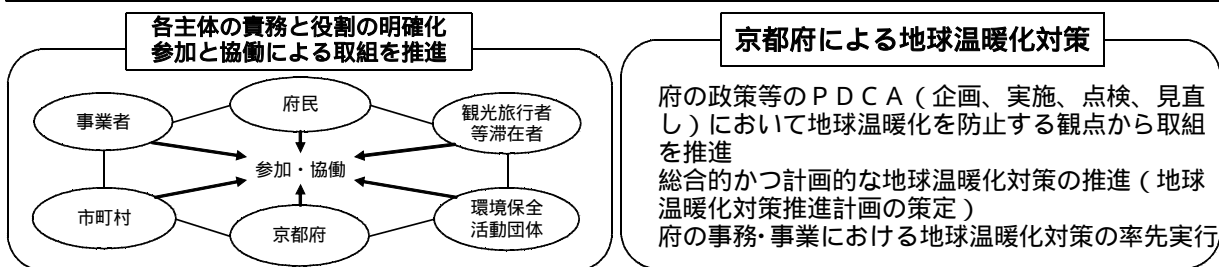
京都府地球温暖化対策条例の概要

条例制定の背景と目的

地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命。私たち府民は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現する第一歩として、2010年度（京都議定書の第一約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組み、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意。各主体の責務と役割を明らかにするとともに、参加と協働による取組を一層促進するための基本事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図るため条例を制定。

温室効果ガス削減目標

府内における温室効果ガスの総排出量について、2010（平成22）年度において、1990（平成2）年度に比べて10%削減を目指す。



地球温暖化対策（分野別）

<h4 style="text-align: center;">事業活動に係る地球温暖化対策</h4> <p>大規模事業者 事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告<義務化> 府 公表 事業者 環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等の公表<努力義務> 他</p>	<h4 style="text-align: center;">自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策</h4> <p>電気事業者 電気事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告<義務化> 府 公表 府民、事業者 自然エネルギーの優先利用<努力義務></p>
<h4 style="text-align: center;">建築物に係る地球温暖化対策</h4> <p>大規模建築物 特定建築物排出量削減計画書等の作成、提出、届出<義務化> 府 公表 府民、事業者 建築物の環境性能の向上<努力義務></p>	<h4 style="text-align: center;">緑化の推進に係る地球温暖化対策</h4> <p>大規模建築物(敷地) 緑化、緑化計画書の作成、提出、届出<義務化> 事業者、府民 建築物及びその敷地の緑化<努力義務> 他</p>
<h4 style="text-align: center;">自動車交通に係る地球温暖化対策</h4> <p>運転者(徹底)、事業者(遵守指導)、大規模駐車場(周知徹底) アイドリングストップ<義務化> 自動車販売事業者 自動車環境情報の説明<義務化> 大規模自動車販売事業者 自動車環境情報説明推進者(エコカーマイスター)の設置<義務化> 大規模自動車管理者 エコドライブマイスターの設置 府民、事業者 自動車の使用抑制、エコドライブの推進、低公害車の購入、使用<努力義務> 他</p>	<h4 style="text-align: center;">電気機器等に係る地球温暖化対策</h4> <p>家電販売事業者等 省エネ性能の表示・説明<義務化> 大規模家電販売事業者 省エネルギー性能説明推進者(省エネマイスター)の設置<義務化> 府民、事業者 省エネルギー型電気機器等の優先使用（購入）<努力義務> 他</p>
<p>環境物品等の購入等の促進 廃棄物の発生抑制等 環境教育・環境学習の推進 森林の保全・整備等 環境産業の育成等 国際協力の推進</p>	

推進体制の整備

京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の役割の明確化、参加・協働による取組の推進

条例の実効性確保

地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰
地球温暖化対策の推進に必要な指導及び助言
違反者に対する勧告や氏名の公表

条例の見直し

目標年度である2010年度に向けて適時に見直し。

条例の施行期日

平成18年4月1日（一部を除く。）

3 地球温暖化対策推進計画の策定

府地球温暖化対策条例では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定することとしています。

府では、11年3月に策定した「^{きょう}京と地球の共生計画 - 地球温暖化対策推進版 - 」の点検・見直しを行い、対策の重点化も含めて再構築し、18年10月に、新たに「地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

なお、この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項の規定による地域推進計画として位置づけられています。

計画の特徴

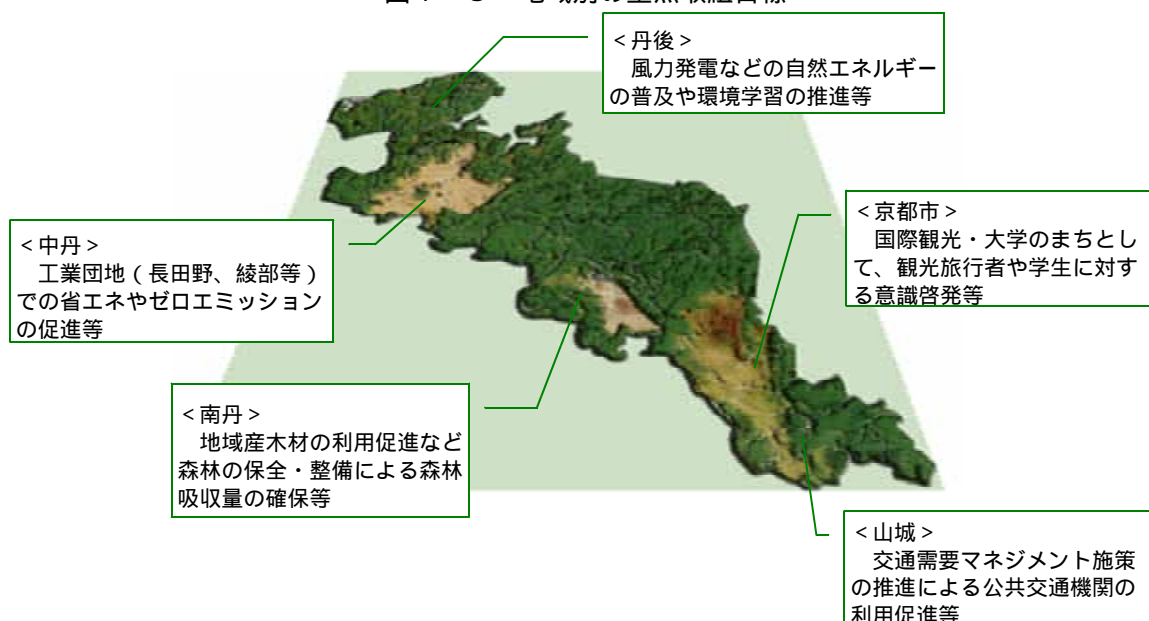
(1) 目標の設定

22年度までに、府内における温室効果ガスの総排出量を、2年度比で10%削減する目標の達成に向けて、部門別の削減目標を設定（「産業」、「運輸」、「民生・業務」、「民生・家庭」の主要4部門の平均で10%削減）しています。

また、府域の特性等に応じたきめ細かな対策を推進するため、広域振興局及び京都市域の5つの地域別の重点取組目標を設定しています。

その他、府内の4分の3を占める豊かな森林を活かし、森林の保全・整備を推進するため、削減目標とは別に、約80万t-CO₂(5.4%)を府の森林吸収量の目標として設定しています。

図1-3 地域別の重点取組目標



(2) 10%削減の取組メニューの提示

地球温暖化防止の取組を具体的な行動につなげていくため、府民をはじめ、事業者（製造業、運輸業、オフィス、ホテル）や観光旅行者等にもわかりやすく、また、取組の成果を実感しやすい行動モデル（電気・ガス、ガソリン等の使用量の10%削減メニュー）を提示しました。

今後、この取組を府民運動として展開していくこととします。

表1-4 府民にわかりやすい行動モデル～標準的な10%削減メニュー～（抜粋）

家庭におけるエネルギー使用量の「10%削減メニュー」例

場面	行動項目	行動目標	年間節減量			年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
			電気	ガス	灯油		
リビング	暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定する。	エアコンの冷房温度を1℃高くする	83.32 kWh			1,833 円	28.33
		エアコンの暖房温度を1℃低くする					
		ガスファンヒーターの暖房温度を1℃低くする		8.21 m ³		16 円	16.09
	家電機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付ける。	エアコンの冷房運転を1時間短くする	105.83 kWh			2,328 円	35.99
		エアコンの暖房運転を1時間短くする					
		蛍光灯を1時間消灯する					
		テレビの視聴時間を1時間短くする					
ガスファンヒーターの暖房運転を1時間短くする				12.68 m ³			
石油ファンヒーターの暖房運転を1時間短くする			15.90 L		843 円	39.59	
キッチン	洗いのをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くする。	給湯器の温度設定を1℃低くする		4.40 m ³		656 円	8.62
	煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する。	野菜などの下ごしらえをする場合、水から沸騰させる代わりに電子レンジで下ごしらえをする		8.32 m ³		1,240 円	16.31
	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く。	電気ポットの保温時間をできるだけ短くする	107.52 kWh			2,365 円	36.56
浴室・洗面所	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付ける。	シャワーの使用時間を1分短くする		9.24 m ³		1,377 円	18.11
	温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにする。	温水便座のふたを閉める	61.28 kWh			1,348 円	20.84
		便座の設定温度を中から弱にする					
その他	電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	電源スイッチをオフにする	167.00 kWh			3,674 円	56.78
		プラグを抜く					
合計		-	524.95 kWh	42.85 m ³	15.90 L	17,569 円	302.07

マイカー利用におけるガソリン使用量の「10%削減メニュー」例

場面	行動項目	行動目標	年間節減量 (ガソリン)	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
車	アイドリングはできる限りしないように気を付ける。	アイドリングストップを1日5分実施する	16.25 L	1,869 円	37.70
	無駄な荷物を積んだまま運転しないように気を付ける。	不必要な荷物を載せて走らない	0.75 L	86 円	1.74
	経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気を付ける。	急発進、急加速を1日4回ずつやめる	22.40 L	2,576 円	51.97
	タイヤの空気圧は適正に保つように心がける。	タイヤの空気圧を適正に保つ	7.50 L	863 円	17.40
	自動車使用の自粛を心がける。	外出時の車の使用を控え、徒歩や自転車もしくは公共交通機関を利用する (京都市内:2回/月、京都市以外:1回/月)	31.25 L	3,594 円	72.50
合計		-	78.15 L	8,988 円	181.31

(3) 推進体制の整備

市町村における取組計画の策定をはじめ、府地球温暖化防止活動推進センターや府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会など、地域における推進体制を整備し、地域レベルの取組を更に推進することとしています。

計画の推進

「仕組みづくり」、「人づくり」、「意識づくり」を対策の3つの柱として、13分野の重点対策を府民総参加により推進します。そのうち、早期に実施が必要なものについては、18年度改定の「地

「球温暖化対策プラン」に位置付け、具体化を図るとともに、P D C Aサイクルによる進行管理を徹底することとしています。

図 1 - 4 京都府における温室効果ガスの削減目標

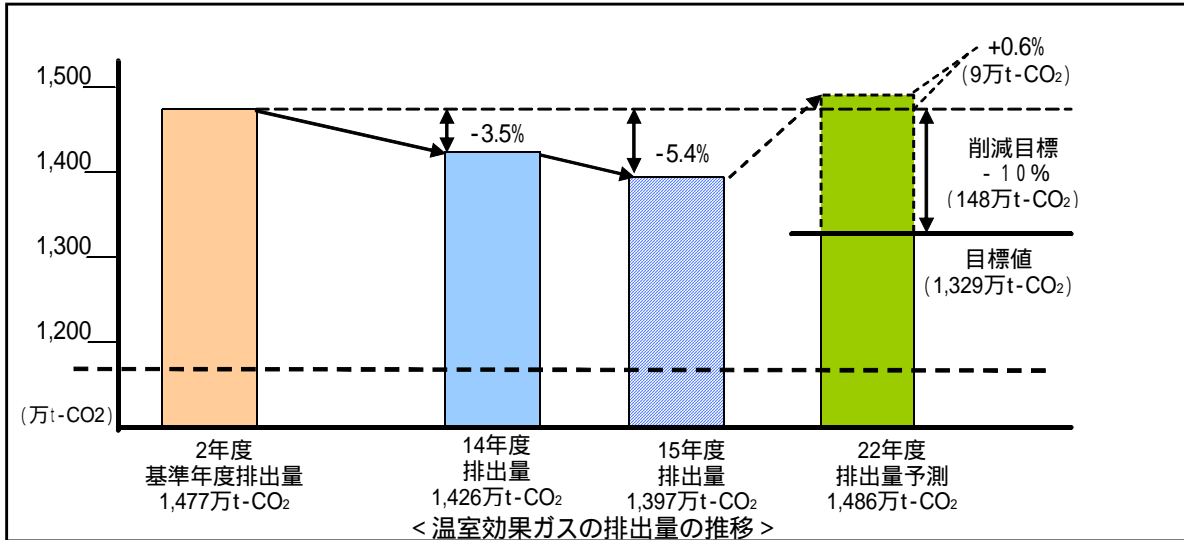


表 1 - 5 京都府における温室効果ガスの排出状況

(排出量：万t-CO₂)

区 分	2年度	14年度	15年度	22年度目標	
				予測	目標
産業部門	530	401	395	424	382
(伸び率)		-24.3%	-25.5%	-20.0%	-28%
運輸部門	346	381	370	375	333
(伸び率)		10.1%	6.9%	8.4%	-4%
民生・家庭系	269	273	263	284	258
(伸び率)		1.5%	-2.2%	5.6%	-4%
民生・業務系	220	259	260	226	205
(伸び率)		17.7%	18.2%	2.7%	-7%
その他	46	43	45	95	91
(伸び率)		-6.5%	-2.2%	106.5%	97.8%
二酸化炭素 計	1,411	1,357	1,333	1,404	1,269
(伸び率)		-3.8%	-5.5%	-0.5%	-10%
温室効果ガス 計	1,477	1,426	1,397	1,486	1,329
(伸び率)		-3.5%	-5.4%	0.6%	-10%
使用した電気排出係数 (関電係数)	(0.35)	(0.26)	(0.261)	(0.34)	

(参考) 全国係数で計算した温室効果ガス排出量
(使用係数) (0.421) (0.407) (0.436)

表1-6 地球温暖化対策推進計画に基づく主な施策の実施状況（18年10月末現在）

分野	対策評価指標	目標値(18~22年度)	現状値
府による地球温暖化対策	府の事務事業における温室効果ガスの削減目標	2年度比 10%超	{ 2年度比 3.3% (17年度)}
事業活動における地球温暖化対策	環境マネジメントシステムの導入数	1,000事業者	463事業者(K E S のみ)
	条例に基づく事業者報告・公表制度による温室効果ガスの削減	年200事業者 5%	248事業者 2.5%
建築物における地球温暖化対策	条例に基づく特定建築物報告・公表制度による温室効果ガスの削減	年100件	7件 (その他京都市内50件)
緑化の推進による地球温暖化対策	条例に基づく建築物等緑化制度による温室効果ガスの削減	年100件	(19年4月施行)
自動車交通における地球温暖化対策	「エコドライブ宣言」事業所数	200事業所	{ 188事業所 (17年度未現在)}
	条例に基づくエコドライブマイスター数	800名	182名
	低公害車の普及台数	25万台	{ 21.8万台 (17年度未現在)}
	天然ガス自動車の導入数	500台	{ 482台 (17年度未現在)}
	条例に基づくエコカーマイスター数	300名	212名
	「環境にやさしい配送宣言」事業所数	150事業所	{ 120事業所 (17年度未現在)}
電気機器等における地球温暖化対策	環境家計簿利用世帯数	1万世帯	{ 700世帯 (17年度未現在)}
	条例に基づく省エネマイスター数	300名	41名
自然エネルギーの利用等による地球温暖化対策	住宅用太陽光発電設置世帯数	4,000世帯	{ 4,251世帯 (17年度未現在)}
	府施設での太陽光発電導入量	500kW	{ 12施設391kW (17年度未現在)}
環境教育・環境学習の推進等による地球温暖化対策	地球温暖化防止活動推進員の増員	200名	168名
	地球温暖化対策地域協議会の設置数	28協議会(全市町村で設置)	7協議会
森林の保全・整備等による地球温暖化対策	森林吸収源として認められる森林面積	19万ha(80万t-CO ₂)	{ 12万ha (17年度未現在)}
	森林ボランティア団体等の数	70団体	46団体
	「ウッドマイレージCO ₂ 」認証等製品出荷量	16,000m ³	{ 8,400m ³ (17年度未現在)}
市町村の取組	実行計画の策定	28市町村(全市町村)で策定	12市町
	地域推進計画の策定	28市町村(全市町村)で策定	4市町

* 目標値は、計画期間(18~22年度)中の増加分

* 現状値 { } 内は参考値(17年度末累計)

4 地球温暖化対策プランの策定

府では、有識者、関係団体、環境NGO*等による「地球温暖化対策プラン検討会議」を設け、当面府が重点的に取り組んでいく施策等を取りまとめた「地球温暖化対策プラン」を14年12月に策定(16・17・18年度に改定)し、府地球温暖化防止活動推進センターの設立などの具体的な取組を進めてきました。

また、18年12月には、地球温暖化対策推進計画の策定を踏まえ、重点対策の中でも早期に実施が必要な施策を盛り込み、プランの改定を行いました。

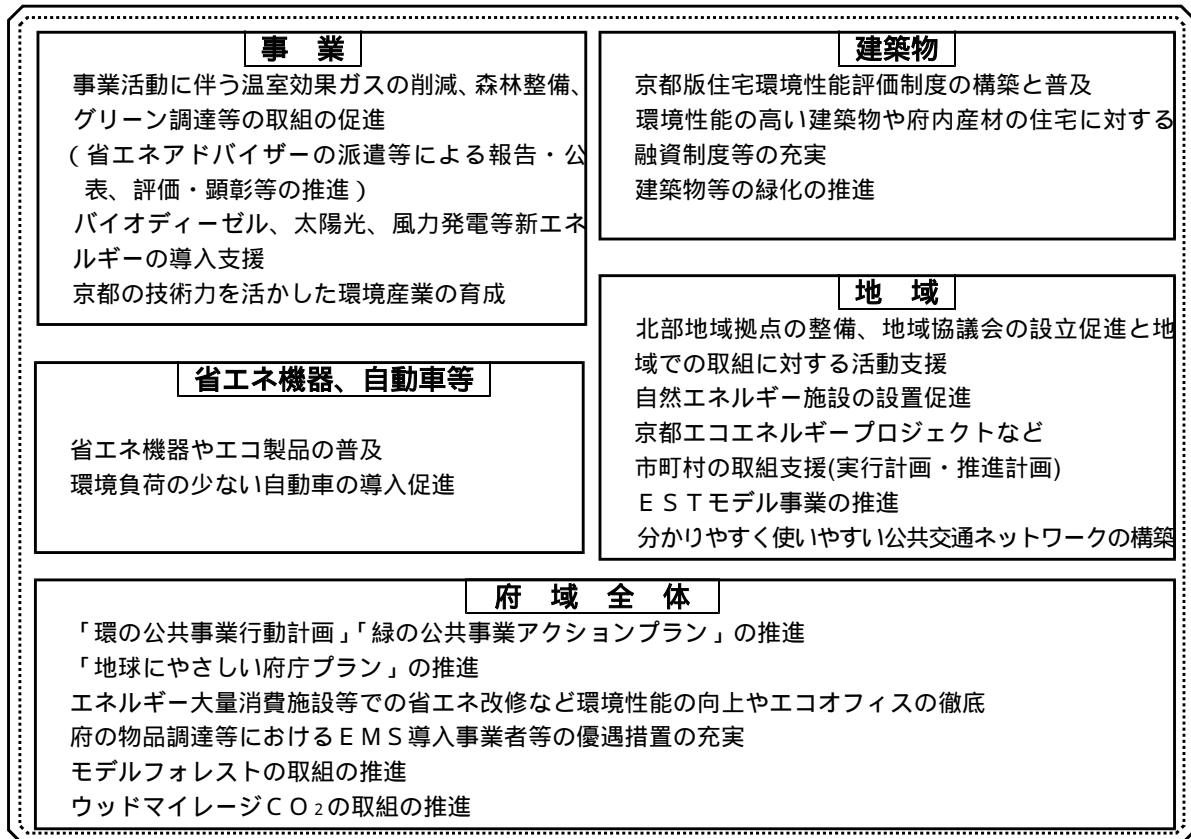
今後は、新たなプランや条例等に基づき、府民総参加による取組を推進し、京都議定書誕生の地にふさわしい先駆的・先導的な役割を果たしていくこととしています。

表1-7 地球温暖化対策プランに基づく施策の実施状況

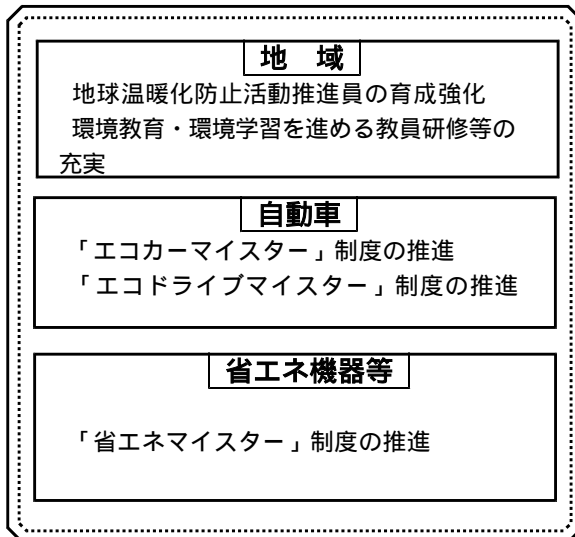
分野	主な施策
府民や事業者等の役割に応じた具体的・継続的行動の促進	大規模事業者等の排出量等の報告・公表制度 K E S 認証をはじめとする環境マネジメントシステムの導入支援 ウッドマイレージCO ₂ 認証制度の実施、普及 エコカーマイスター、エコドライブマイスター、省エネマイスターの養成
自然エネルギー等の利用促進	京都エコエネルギープロジェクト推進 (新エネルギーの電力需給システムの実証研究) 風のプロジェクト ・うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業 ・きょうと・みんなの風車プロジェクト事業
地域の取組を支える推進体制及びネットワークの強化	京と地球の共生推進事業 (相談窓口の常設、学校や地域での温暖化学習・研修の実施等地域活動の支援、推進員研修) 教育委員会と連携した初任者教員への温暖化研修の実施
森・緑の育成	中国陝西省における植樹協力事業 (募金等による資金協力、研修生の受入、ボランティアツアーの実施) 「緑の公共事業アクションプラン」、「環の公共事業行動計画」、屋上緑化等の推進の実施
その他14年度策定プランに基づく事業推進	エコファミリー推進事業 (インターネット環境家計簿の運用、エコファミリー認定事業、エコ親子認定事業) 府の施設への自然エネルギー発電施設の導入 「環境にやさしい配送宣言」、「エコドライブ宣言」制度の創設 民間施設での府民参加型屋上 ビオトープ* モデル事業の実施 府庁舎の屋上緑化に向けた「緑の府庁づくりコンテスト」の実施

図1 - 5 地球温暖化対策プラン（18年度版）の重点施策の一覧

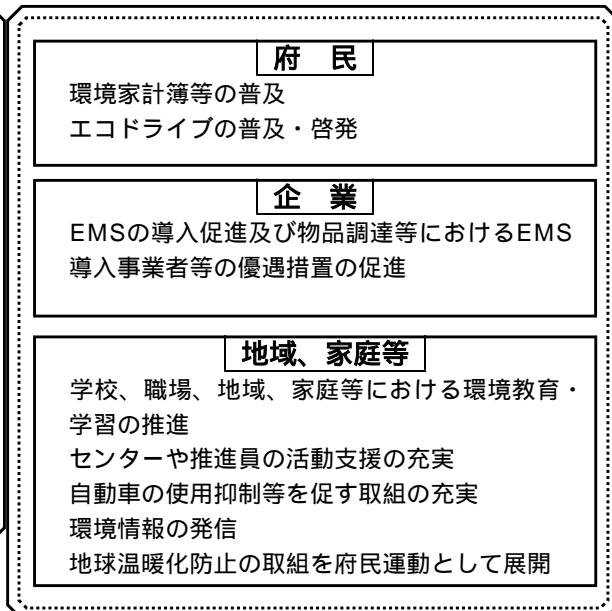
仕組みづくり



人づくり



意識づくり



5 施策の推進を担う機関

施策の推進に当たっては、府が直接実施すべきものなどを除き、府地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

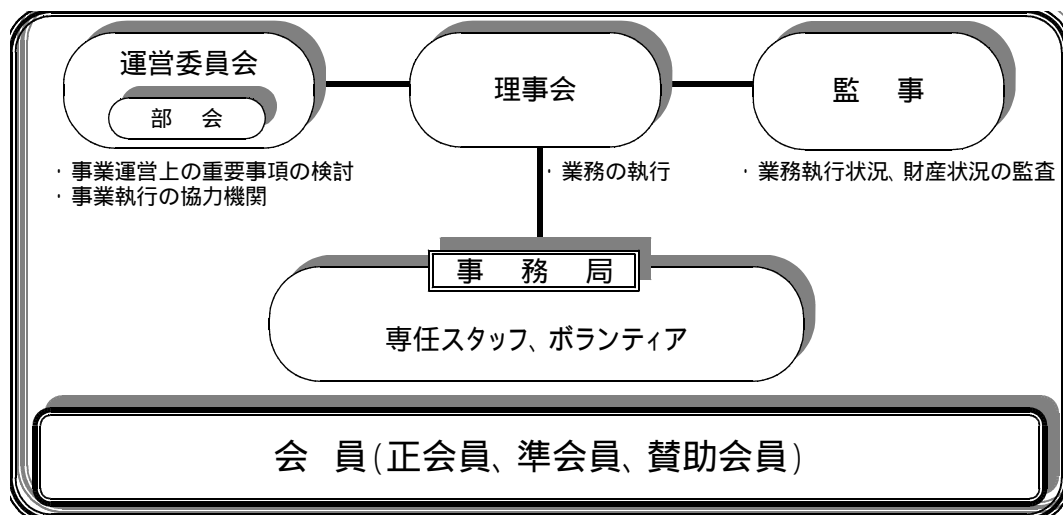
府地球温暖化防止活動推進センター

府のセンター指定は全国で18番目ですが、センター指定を目指して新たに設立されたNPO法人を指定したのは全国で初めてです。

表1 - 8 府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（18年10月末現在）

項目	内容																					
法人名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																					
所在地	京都市中京区柳馬場二条上る六丁目284番4																					
目的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																					
事業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																					
社員	環境団体、府民団体、事業者団体等の103名（団体・個人）																					
役員	<table border="1"> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 薫 孝</td> <td>（同志社大学教授）</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅岡 美恵</td> <td>（気候ネットワーク代表）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">理事</td> <td>栗田 澄子</td> <td>（京都府連合婦人会副会長）</td> </tr> <tr> <td>浅井 利彦</td> <td>（京都工業会専務理事）</td> </tr> <tr> <td>中川 恵次</td> <td>（京都府商工会議所連合会副会長）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監事</td> <td>宗田 好史</td> <td>（京都府立大学助教授）</td> </tr> <tr> <td>原 強</td> <td>（コンシューマーズ京都理事長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山内 利男</td> <td>（地球温暖化防止活動推進員）</td> </tr> </table>	理事長	郡 薫 孝	（同志社大学教授）	副理事長	浅岡 美恵	（気候ネットワーク代表）	理事	栗田 澄子	（京都府連合婦人会副会長）	浅井 利彦	（京都工業会専務理事）	中川 恵次	（京都府商工会議所連合会副会長）	監事	宗田 好史	（京都府立大学助教授）	原 強	（コンシューマーズ京都理事長）		山内 利男	（地球温暖化防止活動推進員）
理事長	郡 薫 孝	（同志社大学教授）																				
副理事長	浅岡 美恵	（気候ネットワーク代表）																				
理事	栗田 澄子	（京都府連合婦人会副会長）																				
	浅井 利彦	（京都工業会専務理事）																				
	中川 恵次	（京都府商工会議所連合会副会長）																				
監事	宗田 好史	（京都府立大学助教授）																				
	原 強	（コンシューマーズ京都理事長）																				
	山内 利男	（地球温暖化防止活動推進員）																				
運営委員会	事業運営上の重要な事項について検討等を行うため、役員とは別に運営委員を設置 運営委員は26名（府内の各界各層から幅広く人選）																					

図1 - 6 府地球温暖化防止活動推進センターの組織体制



府地球温暖化防止活動推進員

地域のイベントでのブース出展、小学校等での環境教育、地域に根ざしたプロジェクトの企画・実践など、府内各地で、推進員による積極的な活動が展開されています。

表1-9 府地球温暖化防止活動推進員の概要

項目	内容
推進員の要件	満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
推進員の人数	168名(18年11月末現在)
推進員の役割	府、市町村及び府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委嘱期間	19年3月31日まで

地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策協議会は、市町村、府地球温暖化防止活動推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進しています。

表1-10 地球温暖化対策地域協議会の設置状況(18年10月末現在)

市町村	協議会の名称	設立年月日	会員数	会員構成	主な活動内容
京都市	京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム	10年11月	団体261 個人273	市民、市民団体、事業者及び事業者団体等	京都市における環境行動計画「京(みやこ)のアジェンダ21」に掲げる取組を、市民・事業者・行政のパートナーシップで推進していく
宮津市	宮津市エコネットワーク	11年6月5日	15団体	学識経験者、商工会議所、校(園)長会、婦人会、企業及び環境NPO等	宮津市地球温暖化防止計画、宮津市地域省エネルギービジョンの普及、促進 各種団体が行う取組への情報提供、協働 環境学習の推進、支援 事業所における環境マネジメントシステムの構築の促進 宮津市が行う温暖化防止施策への提言、協力
城陽市	城陽環境パートナーシップ会議	15年10月15日	317	市民、市民団体及び事業者	親子新エネルギー工作教室、エコバスツアー(環境関連施設見学)、自然観察会
長岡京市	長岡京市環境の都づくり会議	17年3月23日	約50	会社員他	出前講座、PR活動
八幡市	八幡市環境市民ネット	14年8月26日	28	市民、事業者及び行政職員	大型紙芝居による環境教育の実施(地球レンジャープロジェクト)、自然の緑でつくるカーテンの設置推進(グリーンカーテン設置推進プロジェクト)、環境に優しい生活の普及推進(エコライフ推進プロジェクト)、八幡市美しいまちづくり条例の普及推進(環境観察美化プロジェクト)、会報誌の発行
京丹後市	京丹後エコファミリー	17年4月	26	地球温暖化防止活動推進員	環境学習会の開催、小型風力発電機の普及促進
宇治田原町	エコパートナーシップうじたわら	16年11月29日	124	会社員、学生、企業	自然環境体験ハイキング開催、生ごみセミナー、生ごみ懇話会開催、各環境団体とのパートナーシップによる美化活動の実施、会報誌の発行